

令和4年第20回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年10月21日(金)
場 所 開進第三中学校

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の継続について
② 学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について
③ ヤングケアラー実態調査の実施結果について
④ 物価上昇に伴う民間教育・子育て施設への施設等運営支援臨時給付金について
⑤ 保育所整備等の取組について
⑥ 谷原五丁目保育所用地における認可保育所の整備・運営事業者の決定について
⑦ 「民設子育てのひろば」の新規指定について
⑧ その他

4 視察

- (1) 開進第三中学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時24分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三浦康彰
教育振興部教育総務課長	櫻井和之
同 教育施策課長	枝村 聡
同 学務課長	杉山賢司
同 学校施設課長	柴宮 深
同 保健給食課長	唐澤 貞信
同 教育指導課長	山本浩司
同 副参事	風間浩也
同 学校教育支援センター所長	小野弥生
同 光が丘図書館長	山崎直子
こども家庭部長	小暮文夫
こども家庭部子育て支援課長	山根由美子
同 こども施策企画課長	佐藤重康
同 保育課長	清水輝一
同 保育計画調整課長	吉川圭一
同 青少年課長	石原清年
同 子ども家庭支援センター所長	橋本健太

教育長

ただいまから、令和4年第20回教育委員会定例会を開催する。

なお、本日は開進第三中学校の会議室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力をいただき、ありがとう。

また、本日は案件の最後に授業を視察するのと、午後1時35分から体育館において生徒の皆さんと意見交換会を予定しているので、よろしく願います。

また、本日はマイクがないため、委員および理事者においては、通常より少し大きめの発声でよろしく願いたいと思う。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、陳情1件、協議2件、教育長報告7件である。また、その後、視察を予定している。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件についても、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告

- ① 物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の継続について

教育長

次に、教育長報告である。本日は、7件のご報告がある。

それでは、報告の①番について、説明をお願いする。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。
それでは、①を終了する。

② 学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について

教育長

次に報告の②番について、お願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

滞納者の方から、滞納している理由について何か聞いているか。

保健給食課長

この保護者の方とのやり取りは長期にわたっており、実際には平成29年から令和3年1月までの期間、ずっと払わなかったわけではなく、一旦払っている部分もあり、合わせると39万2,000円余が未納になっているわけであるが、理由については、経済的に苦しいなどといったお話は聞いておらず、様々なやり取りの中で行き違いがあり、保護者の方から支払う気になれないというお言葉をいただいている。

仲山委員

支払う気になれないというのは、どういった理由からか。

保健給食課長

理由は様々であるが、例えばお支払いをいただきたいとお願いする相手を父親だけにしてほしいという話があったが、母親にそのことを伝えてしまい、学校の対応について不満があるため、支払う気になれないといったことや、ほかにも幾つかあった。

教育長

ほかにないか。
中田委員。

中田委員

今までにもこういった未納はあったのか。

保健給食課長

基本的に学校長が保護者の方を訴えるのは、本意ではないが、未納があるのにそのまま何もしないと公平性の問題もあるので、一定の額になったり、一定の期間になった場合、弁護士に委任して、それでも応じていただけない場合に訴えをすることをしている。

こういった訴訟を起こしたのは、前は平成30年。それ以前も何件かある。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

訴訟まで行かなくて、払ってもらえたケースもあったのか。

保健給食課長

先ほどお話ししたとおり、弁護士にまず委任をして、弁護士からの文書が届くと、その時点でお支払いいただける場合が圧倒的に多い。それでもまだ応じていただけない方に対して、弁護士を含めて訴訟を行ったという形になる。

教育長

ほかにないか。

では、私からも。このケースは払いたくないというご意思であろうが、例えば途中で生活が困窮したとかという方がいらっしゃった場合はどうするのか。

保健給食課長

経済的なご事情がある場合には、当然、学校として関係機関、例えば就学援助や福祉事務所などをご案内して、対応させていただいている。

教育長

今回のケースはそういうことではなさそうだが、生活の状況が変わった場合には就学援助等の救済措置や補助制度がある。

では、ほかによろしいか。

それでは、報告の②番を終了する。

③ ヤングケアラー実態調査の実施結果について

教育長

それでは、報告の③番をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

昨年度の総合教育会議でも議題になったヤングケアラーの調査結果である。ご質問等があればお願いします。

中田委員。

中田委員

子供が家族以外で相談をする先として、一番多いのが教員と言っているのに、回答状況の中で教員の回収率が一番低いのがすごく残念に思った。教員へのタブレット配付も進んでいると思うし、このアンケートも5分ぐらいで終わるかと思うので、もう少し徹底して回答したほうがよかったのかなと思った。回収率の低かった理由が分かれば教えてほしい。

学校教育支援センター所長

今回、教員の回収率があまり高くなかったことについては私たちも残念に思っているところである。なかなか先生方が忙しい時間の中で協力をいただいたこと、また調査結果からも出てきているが、ヤングケアラーの問題についての認識がまだそれほど高くないということも影響して、今回、回収が進まなかったのかなと考えている。まずはこういったところの取組を強めて認知を広げ、また啓発、研修等、繰り返し行わなければいけないと考えているところである。

教育長

ほかにないか。

坂口委員。

坂口委員

昨年の総合教育会議でヤングケアラーが議題となり、非常にみんなが注目する中で、実態調査の結果がここまで上がってきた。本当にこの努力は大変だったと思う。数字的に見れば、子供たちの回収率が90%まで出ているので、先生方の回答は確かに少ないと思う。私がこの報告書の中で、一生懸命目を通したのは、最後の自由記述欄である。本当に丁寧に書いてくださっていたので、自分がヤングケアラーの自覚がなく、家族だから面倒を見ているという子供がいて、やはり表に表れないのがそうなのだった。ヤングケアラーも1件1件事情が違い、1件ずつ対処しなければならぬから、なかなかこれといった解決法がなく難しいとも思う。そのケースごとにきめ細かな対応だったり、ヤングケアラーの子供たちから訴えがあったら、こんなふうなことができるよと周りの大人たちがアドバイスできるシステムを用意しておく必要がある。ヤングケアラーという言葉もこれだけ昨今、社会性を持った言葉として浮

上してきているわけであるから、それを受け止める場所だったり、子供たちの本音を引き出せる場所だったり、その辺は常に考えていただきたいと思う。

学校教育支援センター所長

今回調査をして、非常に子供たちの本音の部分も見えてきたところである。資料3-3の102ページの一番下の欄を見ていただくと、このお子さんは非常に負担になっている1人なのかなと思っている。おそらくお兄さんに障害があって、そのことを書いているのであろうと思いつつ結果をまとめた。ヤングケアラーと呼ばれる可能性の高い子の中にもやはり負担の重さ、軽さというものがある中で、やはり子供たちに一番近い学校でしっかり見守りをしながら、子供たちに変化があったときにはすぐに支援につなげられるように、また支援についても、教育の中だけではなく、こども家庭部や福祉部などとも連携を強化しながら行っていきたいと考えている。

教育長

では、ほかにはないか。
仲山委員。

仲山委員

資料3-3の49ページのグラフについて、まずパーセンテージについて教えてもらいたい。例えば、真ん中下あたりにある「将来や進路のことをしっかりと考えるゆとりがない」というところで、自分だけ世話をしているという棒グラフが18.2%であるが、このパーセンテージはどうやって出している数字か。

学校教育支援センター所長

右下を見ていただくと、まず、自分だけ世話をしているお子さんたちというのが中学生の場合は11人である。その11を母数にして、設問を選択した子供たちを割り返してパーセンテージを出している。

仲山委員

なるほど。それぞれ3つの群に分けた中での割合ということか。そうすると、今度は「進路の希望がかなえられるか心配」という設問と「受験の準備ができていない」という設問に対する割合が書いてあるが、ここは自分だけで世話をしている群の中で大きな割合を占めていると思う。非常に将来のことが関わっているのだから、何らかの手を打たないといけない部分かなと思った。

学校教育支援センター所長

パーセンテージにすると確かに9.1%、18.2%と高い数字が出ているように見えるが、実数にすると1人、2人という形になり、パーセンテージで表したからその高さであると考えている。ただ、支援に関しては、個別のお子さんに合ったところで着実に進めたいと思っているので、この1人や2人のお子さんについてもしつ

かり捉えて支援していけたらと考えている。

仲山委員

これは中2の調査だが、ほかの学年でも大体同じぐらいの人数がいる可能性が高いわけで、そうすると、かなりの人数になると思う。実際に、誰なのかというのをしっかり把握して支援を差し伸べる必要があると思った。

学校教育支援センター所長

1の調査と2でやっているふれあい月間調査、こちらのほうは記名式のため、自己申告にはなるが、そこで一定調査がかけられる部分であると考えている。また、こういったお子さんたちが学校生活の中で何らかの変化が出てきたりしたときには、しっかりケアができるようにと思っている。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

では、私からも。49ページの設問は複数回答ができるのであろうが、この18.2%が6つあるが、同一人物が同じ選択肢を選んだかどうかというのは分かるか。

学校教育支援センター所長

お1人の方が選んでいる。ただ、18.2%のところでは少しばらけている状況ではある。

教育長

なるほど。分かった。

中田委員。

中田委員

自由記述のところの意見は無記名か記名か、教えてほしい。

学校教育支援センター所長

自由記述の部分については無記名式の調査の中で回答を得ている。

中田委員

先ほど話のあった資料3-3の102ページの一番下のお子さんについてだが、学校の先生は何となく誰かという把握はできているのか。

学校教育支援センター所長

学校が把握できているかについては、学校教育支援センターのほうでは分かっていない状況ではあるが、生活に何らかの影響が出ていけば、学校でフォローして下さっていると考えている。

教育振興部副参事

先ほど学校教育支援センター所長からもあったが、ふれあい調査アンケートの学校は記名式で全員対象に行っているところである。必要な子については、当然、一人一人、教員が面談をして、その状況を把握し、必要な支援を行っていることがあるので、こういったところで捉えることができるのではないかとということで認識している。

教育長

よろしいか。
ほかにあるか。どうぞ。

中田委員

ヤングケアラーの発見もそうなのだが、この資料3-3の103ページの一番上のお子さんのように、「夏休みに手伝う程度ですが、私なんかより大変な人はもっとたくさんいると思うのでこのアンケートの回数が増えたらいい」ということで、こういう今まで知らなかったことを子供に知ってもらおうという意味でもよかったかなと思った。

教育振興部副参事

ご指摘のとおり、こういったアンケートをやることによって、子供たちの意識や関心が高まっていくことは必要なことだと考えている。子供に対する周知や啓発がまだまだ十分ではないと考えている。自分がヤングケアラーかもという認識をこのアンケート調査をきっかけに持つことで、本来、当たり前のこととして我慢していたことで進路に影響が及んでしまうようなことを避けていかなければならないと思っているので、声を上げるということが一つきっかけになればと思っている。あわせて学校ではSOSの出し方に関する教育もやっていて、その中でヤングケアラーの視点も取り入れて、子供たちに対しては投げかけていくことを続けていきたいと思っている。

教育長

よろしいか。
岡田委員。

岡田委員

資料3-3の125ページの1行目から7行目ぐらいのところ、私が今回の調

査の大切な部分かと思った。例えば2行目に、「自分だけで世話をしている」群および世話の「時間の長い」群が「ヤングケアラー」の特徴を示す群として推察される」と書いてあるが、このことがとても大事かと思った。例えば、学校の先生方がヤングケアラーを認識するとか、子供たちが自分のことをヤングケアラーだと認識する際に、非常に大きな切り口になると思って拝見した。なので、これからの調査や子供たちに呼びかけるときは、ぜひ自分だけで世話をしているとか時間が長いとか、ここのところを強調しながら子供たちに呼びかけたり、先生方に訴えていただければいいのかなと思った。多くの子供が家庭で自分がお手伝いをしているという感覚でいて、これはこれでとても大事だが、そのヤングケアラーとヤングケアラーではないお手伝いの部分の区別がこの調査の結果ですごく浮き彫りにされてきたかと思うので、ぜひ活用していただければと思う。

もう1つ、先ほどの資料3-2の2枚目の3教員実態調査の概要の(4)支援を行っていない理由についてだが、今回の調査結果から学校への期待が物すごく大きいことが分かったが、一方で把握しても支援していない理由について、家庭のデリケートな問題だからとか、本人や家族の自覚がないとか、支援の方法が分からないとか、これは確かにそういう気持ちを抱くかなとも思うが、家庭のデリケートな問題について学校がどう考えたらいいのか、また、直接支援をすることがなかなか難しいので、学校の先生たちがヤングケアラーの子供を見つけたときに、どうつないで支援していったらいいのかとか、そこら辺の具体的な働きかけをやっていただきたいと思う。それでお尋ねしたいことは、これから学校に対して何らかの働きかけをするかと思うが、具体的にどういう働きかけをするのか現時点でのお考えを教えてください。

学校教育支援センター所長

今回の調査の結果については、まずは学校でしっかり共有をしたいと考えている。それを踏まえた上で、いかに子供たちの相談先が学校で、またヤングケアラーは家庭の問題と言いながら、学校生活に影響が出てくるお子さんたちがいるという中では、なかなか家庭の問題だけでは片づけられないところもあるということをご理解いただいた上で、発見についてはこういうコメントがあるということもお伝えしていく。今後であるが、今ちょうど教員向けのリーフレットの作成を行っている最中である。そういったものにヤングケアラーの発見のポイントであったり、学校に向けた期待の部分であったり、とかも盛り込みつつ、加えて発見をしたときに、先生方がお一人お一人対応していくには厳しいかとも思うので、まずヤングケアラーかどうかという判断を組織で行っていく。組織でヤングケアラーであり支援が必要であるとなったときには、まずは学校に一番出入りしているスクールソーシャルワーカーにご相談をいただいた上で、多機関連携をしていくような調整などをこれから図っていく、という仕組みをフローで示したものをリーフレットの中には盛り込みつつ、先生方へのご理解を深めたいと考えているところである。

教育振興部副参事

あわせて、ご指摘のとおり、今回のこの調査の結果を踏まえた教員対象の周知や研修を今後進めていくことが必要なことだと思っている。この調査をやった後であるが、夏季休業中に教員対象の教育相談研修の中でも実施している。それから全副校長対象のヤングケアラーの研修を行ったところである。今後も生活指導担当者連絡会などでこの調査結果を基にした研修等を進めてまいりたいと考えている。またこの声の中で発見したものの適切な支援の伝え方が分からないという教員の回答もあるので、今、お話にあったとおり、福祉の知識を持ったスクールソーシャルワーカーの活用など、区としての支援の在り方についての考え方を整理して、学校へ周知することも必要になってくると考えられる。

教育長

では、坂口委員、どうぞ。

坂口委員

私は資料を見て、食の問題があまり入っていないと思った。例えば夕食を作る。それこそデリケートな問題かもしれないが、食事の支度をすることがあるかとか、朝ご飯は毎回ちゃんと食べているか、3食がどう賄われているかということは非常に分かりやすいのではないか。朝ご飯を食べていない子が多いというだけになっているので、ここは少しもったいない気がした。

学校教育支援センター所長

子供の生活状況が分かる上での指標として、栄養、睡眠、休養、この3点は重要である。健康の部分では、この3点を重視しながら今回の調査を行った。また教育委員会では早寝、早起き、朝ご飯をずっと勧めてきているところでもあるので、この観点から、一番端的に現れるところであろうということもあったので、この調査の中では食については朝ご飯を取り上げたところであった。委員がおっしゃるように、全部の食について確認したり、食事の支度をしているかみたいな聞き方も、検討の段階では上がっていたのだが、あまり細かい設問をつくってしまうと、設問の量が多くなり過ぎるところもあり、今回は必要最小限とした結果、この状況になっているということでご理解いただけたらと思う。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

資料3-3の54ページの2-4-1相談の状況のところであるが、下から2行目に相談する相手がお母さんと友達の割合が高いが、中学生だと友達のほかにSNSの知り合いという文言がある。これを見て驚いたのだが、これはお伺いしてもなかなか把握は難しいと思うが、このSNSの知り合いというのは具体的にどういう方

かがすごく気になった。

学校教育支援センター所長

今回の調査では、SNSについてどんな人と相談をしているかという取り方をしていないので、結果的には分かっていない状況である。また、ここで高いと書いてあるが、57ページを見ていただくと、中学生で25%と出てくるが、4人のうちの25%であるので、実数はお1人である。この2章で分類している、自分だけで世話をしているお子さんたちの母数が非常に少ないため、結果的に高い割合が出ている。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。仲山委員。

仲山委員

52ページと53ページであるが、それぞれ回答の真ん中あたり、自由な時間が欲しい。自由に過ごせる場所が欲しい。勉強を教えてほしいという、このところの結果が小学校と中学校で大分傾向が違って、特に中学生は自分だけで世話をしている人の半数近くが回答している。これはnが11であるから、数は少ないのかもしれないが、何とかしてやりたいところである。

学校教育支援センター所長

委員がおっしゃるように、数が少ないところではあるが、時間の長さの群にしたときにも、今、おっしゃったこの3項目についてはやはり高く出てくる傾向があるので、ヤングケアラーのお子さんたちはこの3点については非常に希望しているものなのであろうと認識をしている。自由な時間が欲しい、過ごせる場所が欲しいということに関して、どのようにしたら子供たちの希望がかなえられるのかというのを今後、よく検討をしてみたいと考えている。勉強を教えてほしいについては、手段がすぐに思いつくのだが、なかなか場所、時間についてはどのようにつくってあげられるのか、1人ずつ対応する中で検討していくことを考えている。

仲山委員

今のお話の中で、勉強を教えてほしいに関しては、既に何か良い手段があるのか。

学校教育支援センター所長

例えばであるが、先生方についても子供たちの要望があれば時間の許す限りそういった対応をしてくださっている。また、スクールソーシャルワーカーの直接支援の中でも学習支援を行うこともある。場合によって様々使えるもの、ご家庭の状況によって、例えば中3勉強会のようなものもあるので、そのようなものを組み合わせると、勉強については教育委員会の中で何とかできるのではないかと考えている。ただ、一方で、自由な時間や過ごせる場所となると、お子さんたちが担っているケアの部分を経

くしてあげないと難しいと思うので、まさしくこの部分については、今後、連携の中で検討していくべきと考えている。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、またこれに基づいて様々な取組が区役所全体で始まるので、折に触れてご報告をさせていただこうと思っている。

それでは、報告の③番を終わる。

④ 物価上昇に伴う民間教育・子育て施設への施設等運営支援臨時給付金について

教育長

それでは、報告の④番をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
どうぞ。

坂口委員

なかなか予想がつかないかとは思いますが、今の物価上昇の中で、この金額で間に合うのか。

保育課長

例えば、食材料費にしても、保育園で申し上げると、複数の保育園を運営している事業所であればまとめて契約をしたり、光熱水費とかもお支払い等々様々であり、この金額が足りるか足りないかはなかなか難しいところではある。ただ、先ほど申し上げたように、区立園の実績を基に数字を計算しているので、一定程度、この給付金により十分な金額をご用意できたのかと感じている。

教育長

定員当たりであるから、定員以内に収まっていれば、その子供がいなくてもその分、お支払いするというところでよろしいか。

保育課長

例えば、電気代でいうと、定員100名で先ほど申し上げたが、1、2名少ないからといって電気代が下がるわけではないといったことを踏まえている。定員に乗じてやるというのはそのような意味合いである。

教育長

ほかにはないか。よろしいか。
それでは、以上とする。

⑤ 保育所整備等の取組について

教育長

では、報告の⑤番の説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
坂口委員。

坂口委員

月額2,000円から3,000円というのは、年齢に応じた費用か。

保育課長

都内で実績のある事業者が今、現在4社あるが、その4社はそれぞれ料金体系等が異なっている。大きさや使用枚数等によって違ったりはするが、このサービスの良いところは園の職員がそろそろおむつの利用枚数が減ってきたとか少し大きなサイズに変えたほうが良いというようなご案内をすることができる。それに基づき、各事業者から保護者のスマートフォン等に毎月メールが送られ、引き続きやるかどうかを判断いただくというふうに考えている。また、おむつもこのメーカーが好きであるとか、いろいろなご嗜好もあろうかと思うので、自由に使っていただくのも構わないし、また再開いただいても構わないといったサービスになる。

坂口委員

きめ細かいということが分かったので、ぜひ進めてほしい。

教育長

ほかにあるか。どうぞ、仲山委員。

仲山委員

保育所の整備予定数について、来年は定員を拡大して410人ということになっている。来年は恐らくこのぐらい増えるだろうという予測があるのだろうが、その先の予想はどうか。

保育課長

まず、保育園の利用者についてだが、子供の数がどうなるのかが大変重要であり、こここのころの保育所の整備は子ども・子育て支援事業計画という計画におけるニーズを満たすように必要な数を配備してきたという経過がある。また、こうした子供の数だけではなくて、実際に申し込んでいただく数、保育園を利用したいという方がどのくらいいらっしゃるかがというのが大変重要である。この間の経過を少しご紹介すると、令和2年度4月の申込みで6,176人というのがこれまで練馬区が一番多い申込みの数であったが、その後、令和3年、4年と5,777人、5,556人と、この2年間だけで600人ほど、約1割の申込みが減ったという実情もある。これは育休が取りやすくなったとか様々な状況があるわけだが、こうした状況の変化を踏まえて、令和6年4月の開設をどうするかというのが、どの自治体も今、頭を悩ませているところであり、練馬区としても空きがあまりあることはよろしくないということで、検討している。

仲山委員

定員のほうが余分になってしまうということがこれから起きてくると思われるが、そのときに混乱が起きないように、今のうちから何か考えておいたほうが良いと思うが、その辺りはどうか。

保育課長

冒頭の説明の中で、全国トップクラスと申し上げたが、この間、8,000人から8,500人程度の拡大を行って、来年4月の定員の見込みでは2万800人程度となる予定である。先ほど空き定員が増えたと申し上げたが、4月の段階の利用調整では、この2万人規模に対し、大体1,200人ぐらい空きがあって、その後、5月、6月、7月と途中で入ってくるお子様も多数いらっしゃるの、だんだんと埋まっていくというのが通常であるが、今年の4月はこの1,200人規模の数字が1,744人ということで500人ぐらい増えたところである。先ほどの説明の中で申込みが600人減ったと申し上げたが、この減った分が入ったのかなという認識をしている。今後、少子化のことも含めて、一旦整備はやめるという考え方もあろうかと思うし、またさらに、例えばマンションができて、子供の数も新規に増えれば整備をするということも十分考えられるところである。様々な保育を取り巻く環境の変化もあるので、こうしたことを踏まえて、検討してまいりたいと考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

では、私からも紙おむつについて3つ。まず1点目であるが、おむつにも色々な種類があるが、保護者の中でそれが一本化できなかったらどうするのか。2点目に、こ

の子は使用量が多く、この子は少ないのに、同じ料金では不平等ではないかというような対応はどうするのか。3点目に、月ごとに、もうおむつ離れを始めてしまったときにどのぐらいの単位で、ここから要らないということができるのか。この3つをお願いします。

保育課長

今回、それぞれの事業者が自分のメーカーのおむつを売り込みたいということも含めて、先ほど少し申し上げたが、様々な料金体系等で選んでいるところである。区が事業者を選択する際には、通常、例えば価格であったり、特徴等でプロポーザル方式等で選ぶことができるが、今回は各園の保護者の方にアンケートを取って、どの事業者がいいかをお選びいただいた。先ほど4社と申し上げたが、4園中3園が同じ事業者になり、残りの1園は違う事業者になったというのが実態である。であるので、例えばこのメーカーがいいと思っていて、そのメーカーの事業者でなければこのおむつの定額サービスをご利用されずに、引き続きご自分でお持ち込みいただく。ご希望のメーカー以外でもよければ、定額サービスをご利用いただくといったことも保護者の自由という形で整理をさせていただいていたところである。皆さんのご希望のメーカーをそれぞれ入れられればいいが、そうすると、スケールメリットが働かないということで、事業者を1社とさせていただいているところである。

2点目の使用量が少なくなったり多くなったりということのだが、こちらは紙おむつとお尻拭きを言わば使い放題できるサービスのため、多いか少ないかではなく、どれだけ使おうと全く同じ値段という形になる。発達段階によって利用量が少なくなってくれば、サービスをやめるといった判断は十分ある。

1点目のお尋ねにもあるように、月ごとで判断ができるので、メールで継続をしないという意思を示せば、その当月をもってサービス終了ということで、口座振替等でお支払いいただく形になるが、それが終わって、翌月からはご自身でお持ち込みでもできるというようなサービスになっている。

教育長

ありがとう。
ほかはないか。よろしいか。
それでは以上とさせていただきます。

⑥ 谷原五丁目保育所用地における認可保育所の整備・運営事業者の決定について

教育長

報告の⑥番をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
坂口委員。

坂口委員

資料の3選定経過についてだが、28事業者からの応募があったということで、いつもこんなにたくさんあるのか。

保育計画調整課長

例年、委託事業者を募集しているが、最近は大体8から10事業者ぐらいであるので、正直言って28事業者は我々としても想定以上であった。今回については、区が土地を無償で貸し付けてこういったことを誘致していく目的であるので、保育所の整備がなかなか頭打ちというか、事業者としても増やせない状況になってきているので、そういったところからも今回、これだけの応募をいただいたのかと思っている。

坂口委員

たくさんの中から選ばれたので、いい保育園になると思う。

教育長

ほかにはないか。よろしいか。
それでは、報告の⑥番を終了する。

⑦「民設子育てのひろば」の新規指定について

教育長

次に報告の⑦番をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。
報告の⑦番を終わる。
事務局のほうで用意した報告案件については以上である。

⑧その他

教育長

では、その他に入る。

事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

では、ほかにないか。
それでは、今回はこの後、授業視察がある。本日の定例会は視察の終了をもって閉
会とさせていただきます。